

# スマート事故防止システム

## ご提案



株式会社日本健康経営  
一般社団法人日本健康経営ビジネス協議会

# 健康管理の義務

## 道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部改正(抜粋)



※ 下線部は本資料用に付したもの

### 道路運送法 第27条 第2項

一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

### 貨物自動車運送事業法 第17条 第2項

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

平成28年12月16日公布 平成29年1月16日施行

第192回国会 衆議院国土交通委員会(平成28年12月2日)

#### 運転者への健康起因事故対策に関する件

政府は、運転者の健康に起因する体調急変等による事故を未然に防止するため、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 脳ドック、心臓ドックなど、広く健康起因事故対策に必要なスクリーニング検査について、医学的知見を踏まえた調査研究を実施し、疾病運転により安全な運転ができないおそれがある状態の明確化を図った上で、検査の結果に応じて事業者として取るべき対応を含んだガイドラインを作成すること。
- 二 右ガイドライン作成後、当該ガイドラインの活用を促進することによって、事業者による自主的なスクリーニング検査の導入拡大に取り組むこと。
- 三 これらの対応を行った後、スクリーニング検査の普及状況、事業者負担・事業者支援の見通し、業界を取り巻く社会情勢などを適切に見極めた上で、更に必要となる措置を検討すること。
- 四 道路運送事業者が疾病運転の防止のための措置を講ずる際、障害者がタクシー運転者等として広く従事している現状を踏まえ、これらの者の職業選択の幅を狭めることがないよう事業者への指導等に努めること。
- 五 本法施行後三年を目途に、疾病運転の防止措置の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。 9

# 健康管理の義務

## 事業用自動車運転者の健康管理に関する主な取組



### 従来からの法令上の義務

- 「乗務員の健康状態の把握」、「疾病等により安全な運転ができないおそれのある乗務員の業務禁止」  
⇒ 雇い入れ時の健康診断及び定期健康診断実施の義務付け
- 「運行管理者による点呼時の確認」  
⇒ 乗務前点呼により、疾病等で安全な運転をすることができないおそれの有無等について確認

### 健康管理に関するマニュアルの策定・改訂

- 『健康管理マニュアル』（平成22年7月策定 平成26年4月改訂）  
⇒ 健康状態の把握、就業上の措置の決定等について具体的方策を整理  
⇒ SAS、脳血管疾患及び心臓疾患に関するスクリーニング検査を推奨
- 『睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策マニュアル』（平成15年6月策定 平成19年6月及び平成27年8月改訂）
- 『脳血管疾患対策ガイドライン』（平成30年2月策定）
- 『心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン』（令和元年7月策定）

### 事業用自動車健康起因事故対策協議会

平成27年9月  
スクリーニング検査の効果的な普及方策について審議するため、産学官の関係者からなる協議会を  
国土交通省自動車局に設置

# 健康把握怠慢による損害

国土交通省行政処分情報検索サイト

The screenshot shows a search result for case number 2020-0429. The page title is "自動車総合安全情報" (General Motor Safety Information). The main content area displays a summary of a punishment decision. Key points from the summary include:

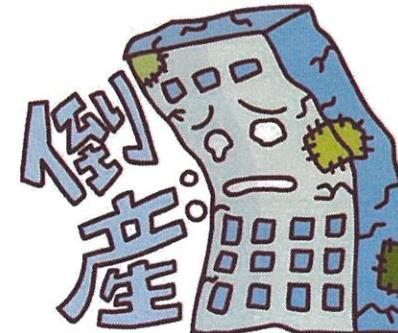
- 事業者名: 東洋・安通システム株式会社 (Tōyō-Anōshin Sistemu Kabushiki Gaisha)
- 違反事項: 安全な自動車運転に影響を与える運転者に対する運転免許の取消
- 原因: 健康状態の把握が怠慢で、運転免許の取消
- 結果: 許可取り消し (License Revocation)
- 期間: 2020年1月11日から2020年1月12日
- 出典: 国土交通省

The page also includes sections for "事業者の行政処分情報検索" (Search for information on administrative punishments of business operators) and "行政処分の概要" (Summary of administrative punishment).



## (1) 健康状態の把握義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)

(2) ~ (17) 以上、違反17件

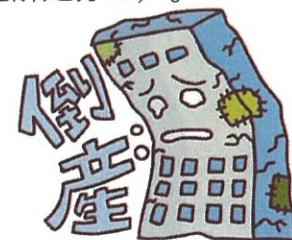


# 健康起因事故の社会的責任による倒産事例

## ●祇園7人死亡事故の勤め先会社が自己破産

自家用自動車の事業所の事故例ですが、平成24年に京都・祇園で運転者の持病発作により暴走事故が発生して、7人が死亡・12人が負傷しました。勤め先の藍染め販売会社社長の管理責任が問われ、業務上過失致死傷容疑で書類送検（※）されたことなどから、信用が大きく後退して業績が低迷、この会社は2016年に自己破産に追い込まれました（※送検後不起訴処分に）。

まさに「健康起因事故の社会的責任」による倒産といえます。



祇園事故の運転者の疾病は、通常の健康診断ではチェックできない脳神経系の病気でしたが、運転者と事業者が健康問題について真摯に情報交換をしていれば、事故を防ぐことができたかもしれません。いずれにせよ、運転に従事する従業員と健康問題を話し合う環境をつくることの大切さを示唆した事例です。

（シンク出版ホームページより引用 2016年2月1日記事）

# 健康起因事故の増加を受けて…国土交通省

## ●健康起因事故が7年間で2.4倍

国土交通省の調査によると2015年から2019年までの7年間に健康起因事故を起こしたり、体調不良で運転を中断したりした事業用自動車の運転者は、合わせて1,891人にのぼり、  
病気の内訳は、心臓疾患が15%（275人）、くも膜下出血など脳疾患が13%（253人）、大動脈瘤などが3%（65人）、呼吸器疾患が6%（116人）、消化器疾患が5%（87人）、その他と不明が58%（1,095人）でした。

事故件数は増加基調にあり、2015年の135件から2019年は327件と**2.4倍**に増えていることを同省は重視し、健康管理の徹底を呼びかけています。

### 事故事例

2020年12月には、コロナ禍で健康診断を延期していたタクシー運転者が心不全で意識を失って死亡事故を起こした例が報告されています。

また、最近では2021年2月11日に沖縄県浦添市で、産廃事業所に勤務する大型トラックの運転者が運転中に脳内出血を発症して対向車線に突っ込む事故を起こし、26歳の若い母親と乳児の2人が即死、3人が重軽傷を負っています。

（シンク出版ホームページより引用）

# 健康起因事故における会社の責任

## ●弁護士への相談

最近、運転中に体調を崩して事故を起こす、いわゆる「健康起因事故」をニュースなどでもよく耳にします。弊社は運送会社ですので、定められた健康診断を実施し、点呼も毎日実施しています。ただ、ドライバーのプライバシーにも関わる問題ですので、どこまで踏み込んで、個人の健康問題について指導するべきか悩んでいます。会社として、どの程度、ドライバーの健康を管理しておくべき責任があるのでしょうか？

(シンク出版ホームページより引用)



# 健康起因事故における会社の責任

## ●回答（清水伸賢弁護士—WILL法律事務所）

業務において従業員が交通事故を起こした場合、原則として会社は運行供用者責任や使用者責任を負いますが、いわゆる健康起因事故においても、会社の健康管理に不十分な点があれば、責任を負う場合が多いといえます。

なお、運転者が精神上の障害で意識を失うなどして事故を起こした場合、そのような状態に陥ったことに故意や過失がなければ、運転者は責任を負わないとされます（民法713条）。そして運転者が責任を負わない場合は、会社は同じ民法上の規定である使用者責任（民法715条）を負わないとされています。  
(シンク出版ホームページより引用)



# 健康起因事故における会社の責任

## ●回答（清水伸賢弁護士—WILL法律事務所）

しかし、このような場合でも、運行供用者責任（自動車損害賠償保障法3条）については、会社はその適用を免れないとするのが裁判例です（東京地方裁判所平成25年3月7日判決、釧路地方裁判所平成26年3月17日判決）。

すなわち、健康起因事故で会社が責任を免れるためには、運行供用者責任の免責事由が必要になりますので、会社としては、自動車の運行に関し注意を怠らなかったことを立証する必要があり、少なくとも従業員の健康状態を把握し、その対策を十分採っていたといえる事情がなければならないと理解しておくべきです。

（シンク出版ホームページより引用）

# 健康起因事故における会社の責任

## ●健康管理に関する法律上の義務等

会社は、従業員に対する安全配慮義務を負いますので、その健康管理にも留意する必要があります。労働安全衛生法は、健康診断等、会社が行うべき従業員に対する健康管理の内容を定めており、会社はその内容を遵守する必要があります。

また、貨物自動車運送事業法の適用を受ける事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則により、点呼等、日々の運転業務等において行うべき事項が規定されています。

会社としては、少なくともこのような法令等を遵守する必要があり、また具体的に従業員の健康に問題があると考えられるような事情がある場合には、業務内容やルート、運行計画等の見直しを適宜行うべきですし、できる限り従業員の既往症や病状等の情報を取得しておくべきといえます。

(シンク出版ホームページより引用)

# 過労による事故での責任

厚生労働省がこの度まとめた「平成28年版過労死等防止対策白書」によると、  
脳・心臓疾患による労災死亡件数計251件のうち、業種別ではその38%に当たる96件が運輸業・郵便業で占められています。

脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数						
年度 業種(大分類)	平成26年度			平成27年度		
	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数
農業、林業、漁業、牧業、採石業、砂利採取業	5( 1 )	10( 1 )	5( 1 )	12( 0 )	6( 0 )	1( 0 )
製造業	77( 4 )	70( 5 )	31( 2 )	109( 6 )	92( 3 )	34( 2 )
建設業	97( 1 )	88( 0 )	28( 0 )	111( 0 )	103( 0 )	28( 0 )
運輸業、郵便業	168( 3 )	143( 2 )	92( 1 )	181( 3 )	161( 5 )	96( 3 )
卸売業、小売業	126( 21 )	88( 19 )	35( 5 )	116( 23 )	98( 20 )	35( 3 )
金融業、保険業	7( 2 )	7( 1 )	2( 0 )	12( 2 )	4( 0 )	2( 0 )
教育、学習支援業	11( 2 )	13( 4 )	6( 1 )	9( 1 )	7( 1 )	0( 0 )
医療、福祉	43( 20 )	27( 11 )	6( 1 )	42( 21 )	33( 14 )	5( 2 )
情報通信業	21( 1 )	22( 2 )	9( 1 )	31( 2 )	23( 2 )	11( 0 )
宿泊業、飲食サービス業	59( 15 )	44( 9 )	24( 2 )	55( 9 )	51( 9 )	22( 0 )
その他の事業(上記以外の事業)	149( 22 )	125( 13 )	39( 1 )	117( 16 )	93( 14 )	17( 1 )
合計	763( 92 )	637( 67 )	277( 15 )	795( 83 )	671( 68 )	251( 11 )

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」

(注) 1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2. 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

3. ( )内は女性の件数で、内数である。

# 過労による事故での責任

過労運転で厳しい判決

運転者は「懲役 4 年」の実刑

運行管理者も過労運転の下命容疑で起訴

(シンク出版ホームページより引用)



# 過労による事故での責任

## ●運転者は「懲役4年」の実刑

平成28年3月17日、広島県の山陽自動車道「八本松トンネル」で2人が死亡し8人が負傷する多重事故を起こし、自動車運転死傷処罰法違反（過失運転致死傷）と道路交通法違反（過労運転）の罪に問われていたトラック運転者（33）の判決公判が、平成28年9月29日広島地裁で開かれ、裁判長は懲役4年（求刑懲役6年）の実刑判決を言い渡しました。

この運転者は、過労のため正常な運転ができない恐れがあるのにトラックを運転し、午前7時25分ごろ、時速約80キロのまま居眠り運転で渋滞中の車に衝突、軽乗用車の女性（当時65）と別の乗用車の男性（当時34）を死亡させたほか、男女8人けがを負わせました。

運転者は公判で起訴内容を認め「インフルエンザでも休ませてもらえない同僚がいて、自分だけ休みがほしいと会社に言いづらかった」と明らかにしています。  
(シンク出版ホームページより引用)



# 過労による事故での責任

## ●運行管理者も過労運転の下命容疑で起訴

この事故をめぐっては、過労であると知りながら運転を指示したとして、勤務先のトラック運輸会社（埼玉県川口市）の役員である統括運行管理者の男性（42）も、平成28年8月16日に道路交通法違反（過労運転の下命）の罪で逮捕され、起訴されています。

広島県警がこの運輸会社の運転日報を押収して分析するなどした結果、事故を起こした運転者の休日は28年1月5日から事故を起こした3月17日までに3日間しかとられておらず、事故前1か月の拘束時間は、厚生労働省が定める上限の320時間（※）を約100時間上回っていたことが判明しています。

（※拘束時間320時間は「改善基準告示」の例外的上限

（シンク出版ホームページより引用）



# 事故防止のためには？

## 事故原因

脳・血管疾患  
心疾患

予兆を把握して  
対策すること

## I 健康起因事故と関係法令

### 1 健康起因事故

健康起因事故は、自動車事故報告規則第2条において「運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなったもの」として、事故後30日以内に国土交通省への「自動車事故報告書」の提出が義務付けられています。また、必ずしも交通事故を伴うものではなく、休憩中に体調不良で運転を中止したケースなどもこの対象に含まれます。なお、「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正に係る国土交通省自動車局長通達(平成27年5月)により、「脳疾患、心臓疾患及び意識喪失」に起因すると思われる事故が速報の対象となりました。

自動車事故報告規則

関連資料へ  
リンク

#### 事業用トラックにおける健康起因事故の例

心筋梗塞を発症した運転者が、  
停車中の車から意識不明の状態で発見された

運転者がクモ膜下出血により  
意識を失い、車両が道路外に転落した

### 2 健康起因事故の発生状況の推移



平成25年の健康起因事故件数は135件ですが、30年は363件と増加し、5年間で2.7倍に急増しています。

トラックでは、平成25年の件数から2.5倍に増加しています。

出典：自動車運送事業用自動車事故統計年報  
(自動車交通の輸送の安全にかかる情報)  
(平成30年) 載集

### 3 健康起因事故の病名別運転者数

病名	病名別運転者数(人)			病名別死亡運転者数(人)		
	トラック	バス	ハイヤー	ハイヤー	バス	トラック
くも膜下出血	10	1	2	13	4	0
脳梗塞	5	4	2	14	0	0
脳浮腫	8	2	4	14	1	0
脳虚血	2	1	1	4	1	0
心筋梗塞	21	3	10	34	14	0
心不全	3	3	0	6	9	2
心疾患(その他の)	7	4	3	14	5	1
大動脈瘤破裂	2	0	4	6	1	0



事業用車両の業種別で健康状態に起因する事故の運転者数をみると、最も多いのは①バス、次いで②トラック、③ハイヤー・タクシーの順になります。しかしながら、死亡運転者が最も多かったのは①トラックで、次いで②ハイヤー・タクシー、③バスの順になっています。

トラックでは、他業種より脳・血管疾患の発症が際立って多いことが伺えます。中でも心疾患の発症と死亡数も多い現状が見られます。

身体への負荷のかかる過重労働、日常の健康状態や管理面など事業者とドライバー双方の対応が求められます。

出典：自動車運送事業用自動車事故統計年報  
(自動車交通の輸送の安全にかかる情報)  
(平成30年) 載集

# 事故防止のためには？

## 事故原因

### 睡眠不足

睡眠時無呼吸症候群（SAS）

予兆を把握して  
対策すること

## トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

### 過労運転による事故の危険性について

車の運転は、連続して一瞬たりとも手休めあるいは息抜きをすることが許されないものであり、精神的な負担が大きいことから、疲労を生みやすく、また蓄積されやすいものです。

トラック運送事業においては、運転者の深夜・早朝を含む長時間の労働の結果、慢性的な体養不足により疲労が蓄積しやすく、運転者に過労状態が生じやすい傾向があります。また、長距離運行の際の車中泊等、睡眠環境の悪さなどが疲労回復を妨げ、過労運転の要因となっています。さらに、積荷の積み降ろしや運行中の積荷への配慮、荷主への対応なども運転者に対する負担となっています。

こうしたことがから生じる過労状態による一瞬の気の緩みが、トラック運行では大事故を引き起こします。

#### ○ 睡眠5時間未満の運転者は、「ヒヤリハット体験」が2.3倍！

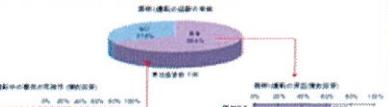
厚生労働省で行った調査<sup>注)</sup>によると(トラック運転者3,010人に調査、813人が回答)、睡眠時間5時間未満の運転者を1とすると、5時間以上の運転者は、店眠り運転をした人が0.3、ヒヤリハット体験をした人が0.43にとどまっています。長時間労働が原因で事故を引き起こす例が後を絶たない現状を表付けています。

注)「2006年度 過労運転等による交通労働災害防止に係る調査研究」

#### ○ 居眠り運転の要因は「睡眠不足」 ■ トラックドライバーの運転実態調査結果

「不規則な生活」

ドライバーの65%が運転中に眠気により危険を感じたことがあり、この65%のドライバーのうち68%は、実際に居眠り運転の経験があると回答しています。その原因として、「睡眠不足」「不規則な生活」を挙げています。



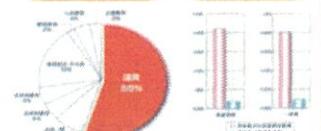
出典：「運営車の安全運行対策に関する調査研究報告書」2005年3月(社)全日本トラック協会

#### ■ 大型トラックの事故の状況

##### ○ 大型トラックの事故の半分が追突事故

大型トラックの事故の約55%は追突事故であり、これによる死亡事故率は、乗用車に比べて約12倍高いという事故分析結果があります。

出典：(財)交通事故総合分析センター 全国交通事故統計データ(H3~H5)より



過労運転による事故を防止するための措置をおろそかにしたまま事故を起こすと、賠償金の支払いや翌年度の損害保険料の上昇などの民事責任、業務上過失致死傷罪などの刑事责任、事業停止等の行政処分による行政責任、さらに会社のイメージダウンによる取引先との関係悪化、売上減少など、事業を運営する上で様々な悪影響が出るばかりでなく、社会的責任の観点からも大きなダメージを受けます。

本マニュアルでは、こうしたトラックの過労運転による事故を減らすための実効性のある対策を具体的に取り上げています。

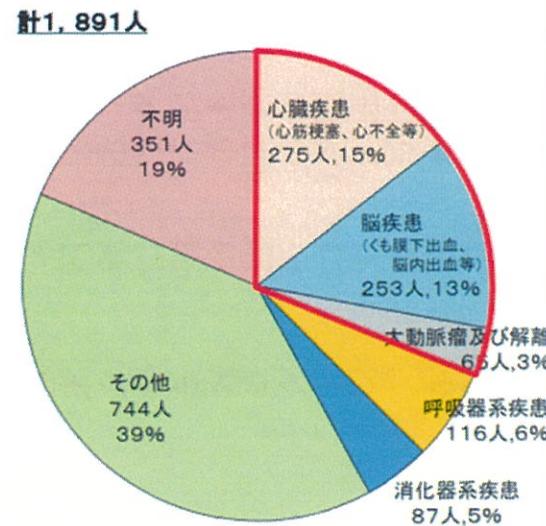
# 血管の悪化とストレスによる事故

## 健康起因事故の疾病別の内訳(平成25年～令和元年)

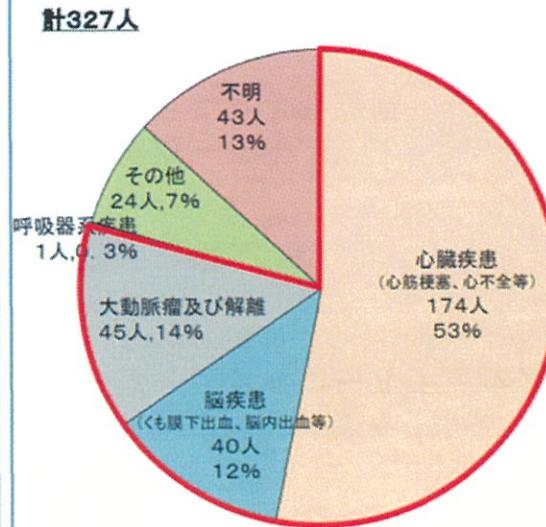


○過去7年間で健康起因事故を起こした運転者1,891人のうち心臓疾患、脳疾患、大動脈瘤及び解離が31%を占める。  
○うち、死亡した運転者327人の疾病別内訳は、心臓疾患が53%、脳疾患が12%、大動脈瘤及び解離が14%を占める。

健康起因事故を起こした運転者の疾病別内訳  
(平成25年～令和元年)



健康起因により死亡した運転者の疾病別内訳  
(平成25年～令和元年)



## 健康管理の重要性

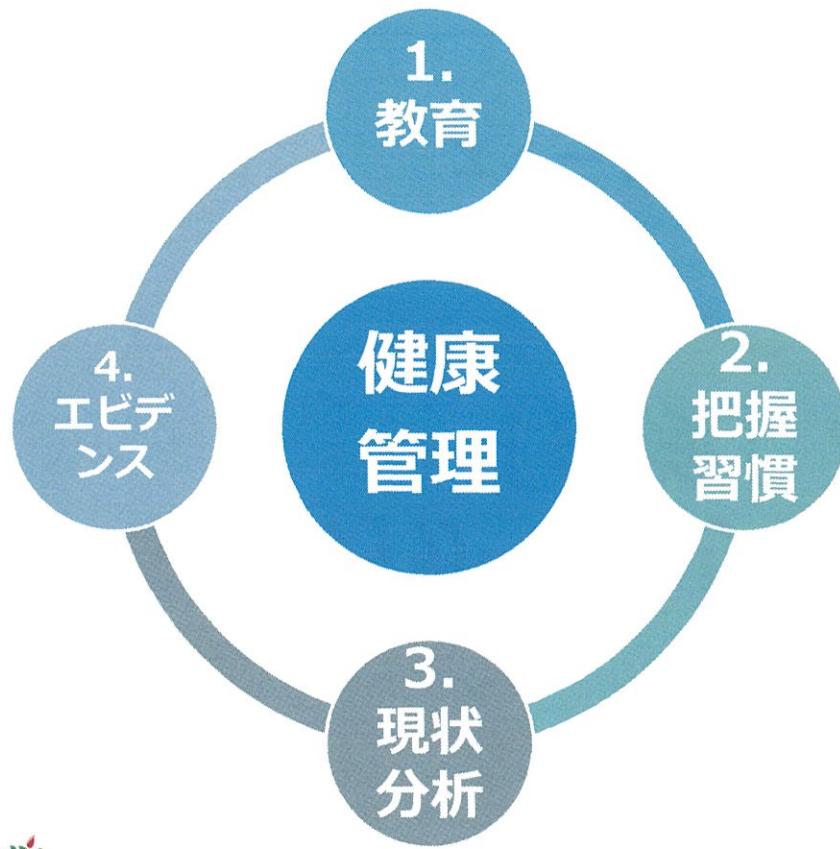
- ①デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー、アルコールチェッカーなどとの連携
- ②IC免許証を利用した運転者単位での運行管理
- ③遠隔地におけるリアルタイムでの運行管理・支援、  
ビッグデータを活用した事故防止運行モデルなどを整備
- ④点呼時の血圧測定、アルコールチェック

これだけでは、不十分！！

# 万が一のリスクヘッジ 「保険」として

スマート事故防止システム

# 構成概要



## 1.教育

健康維持に必要な、食、睡眠、運動についてのセミナー（オンライン可）を開催し、**健康管理の知識を培います。**

## 2.現状把握と習慣形成

自身の健康状態を定期的に確認することで健康意識を高め、**健康管理の習慣を身につけていきます。**

## 3.現状分析

御社担当の産業医、保健師、健康管理と連携し、定期的な測定結果と健康診断結果と合わせたに**細やかな健康指導**が可能になります。

## 4.エビデンス

測定開始から蓄積される測定結果を残すことで、万が一の際に**健康管理取り組みを証明**することができます。

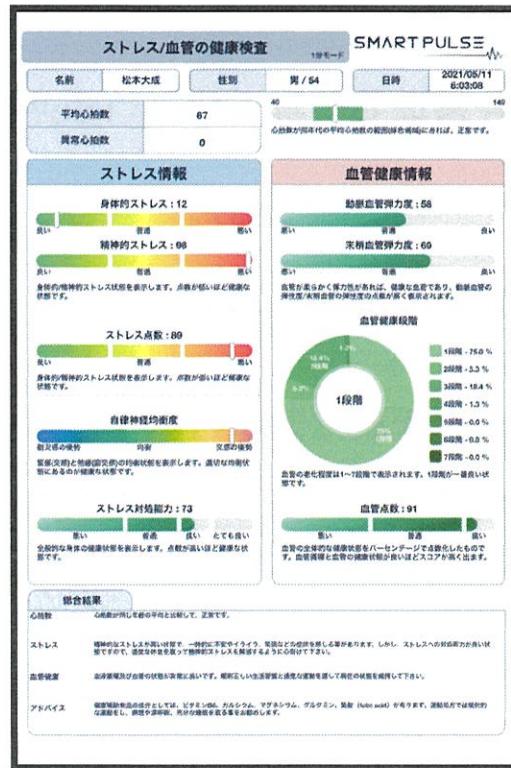
## 1.教育

●御社の要望に応じて健康維持に必要なセミナーを開催します。

例)

- ①喫煙者が多く将来の健康被害が心配なので、禁煙セミナーを開催。
- ②社内アンケートを行い睡眠不足の社員が多かったため、睡眠セミナーを開催。
- ③独身者が多いため、食生活改善セミナーを開催。

## 2. 現状把握と習慣形成



### 心拍ストレス & 血管健康測定

- ①心拍、ストレス、血管の状態を測定
- ②測定データを蓄積（アプリ内又はクラウド上）
- ③測定データを転送（メール、LINE等のSNS）
- ④測定データをプリントアウト
- ⑤測定データを一括管理
- ⑥測定データをグラフ化
- ⑦部署毎の管理
- ⑧産業医、保健師との連携

社員の健康増進 & 事故防止

# 測定機器の機能

心拍変異度、自律神経系機能、ストレス そして血管健康状態を誰でも易しく簡単に検査。  
心血管疾患の主な原因になるストレスと憂鬱、不安、睡眠障害、慢性疲労そして血管健康状態に対する  
客観的で正確な測定データーを提供。

## 1) ストレス検査

- 精神的&肉体的 ストレス
- ストレス 抵抗度
- ANS(自律神経系 機能)
- HRV(心拍変異度)
- 心拍情報

## 2) 血管健康法

- 血液循環
- 血管老化 & 健康状態
- 動脈 弾性度 / 抹消 弹性度

## 3) 血管健康法

- ストレス 解消
- 自律神経系 機能向上
- 感性的 均衡状態維持

## 4) 測定結果

- スマートでわかりやすい検査結果
- 累積検査結果履歴 グラフ(日・週・月)単位
- 共有可能(E-mail, Kakao talk, Line, Twitter, Facebook)
- プリントが可能

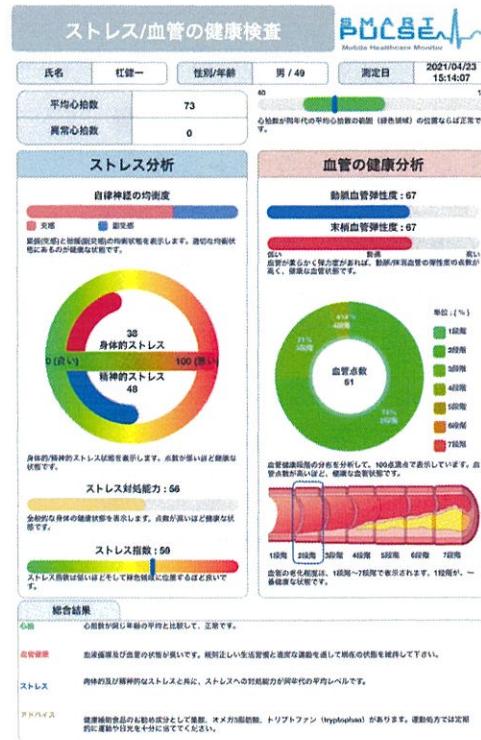
## 5) 瞑想モード (新機能)

- 8種類のナチュラルメロディーで自分に合った  
オリジナルなヒーリングミュージックを作成して、  
癒しの時間を持ってください。

# ストレス＆血管健康測定

2021/4/19 測定結果データ

→ 2021/4/23 測定結果データ



スマートフォンで  
簡単測定  
2分30秒  
(血管だけなら約40秒)  
測定結果データはアプ  
リ上に保存される



健康状態の把握義務違反  
(貨物自動車運送事業輸  
送安全規則第3条6項) か  
ら除外される

### 3.現状分析

- 今まで測定された10万人以上のデータを活用。
- 測定開始から全てのデータを保存しているため、長期間の取組み検証が可能。
- 全国測定結果ランキングが確認可能。
- 全社員の測定データを、部署毎、営業所毎、対象者毎、年齢毎、男女毎など自由なグループごとに分析が可能。
- 年齢別の全国平均と比較も可能。

個人の分析結果



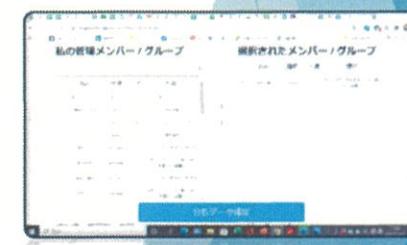
観測データの一括管理  
(スタンダードプラン)



データ分析画面



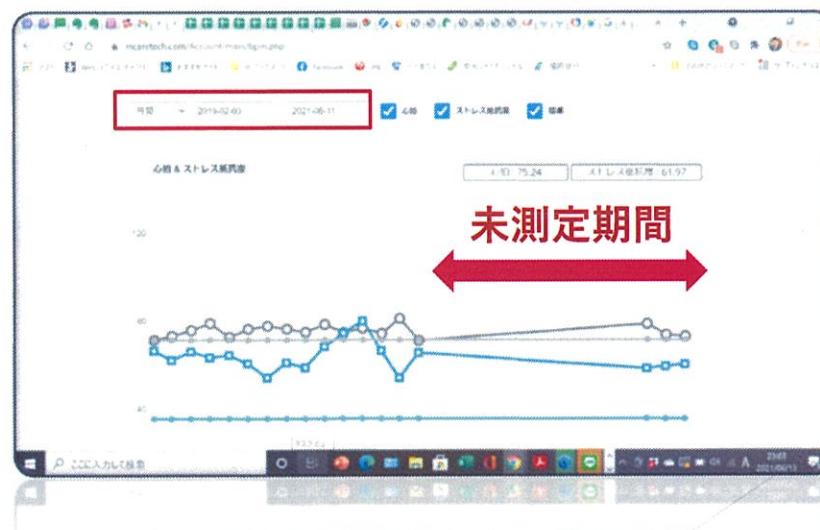
管理者画面



## 4. エビデンス

- 長期間のデータを保存しているため、多角的な分析が可能。
  - 測定開始時から全てのデータを保存しているため、事故防止の積極的な取り組みを証明可能。

長期間のエビデンス



# システム導入のメリット

## ① 毎日測定することで

- ・社員の健康意識が向上し、**生産性向上**
- ・運転業務が不適格なドライバーを発見し、**事故防止**
- ・社員同士のコミュニケーション向上し、**離職率改善**

## ② データ管理することで

- ・社員の体調不良を未然に発見し改善指導により、**生産性向上**
- ・部署毎（営業所ごと）の健康状態を把握し、**表彰制度利用**

## ③ システム導入することで

- ・万一事故発生時に健康管理のエビデンスを提出し、**業務取消を防止**
- ・社員の健康増進、交通事故防止の積極的取組により、**社会に貢献（CSR）**

## 運用例

週に 3 回測定

- ①**休み明けの出社時**
- ②**週の中日の出社時**
- ③**最終日の退社時**

庸車先のドライバーも測定して運行管理を実施

# 導入費用

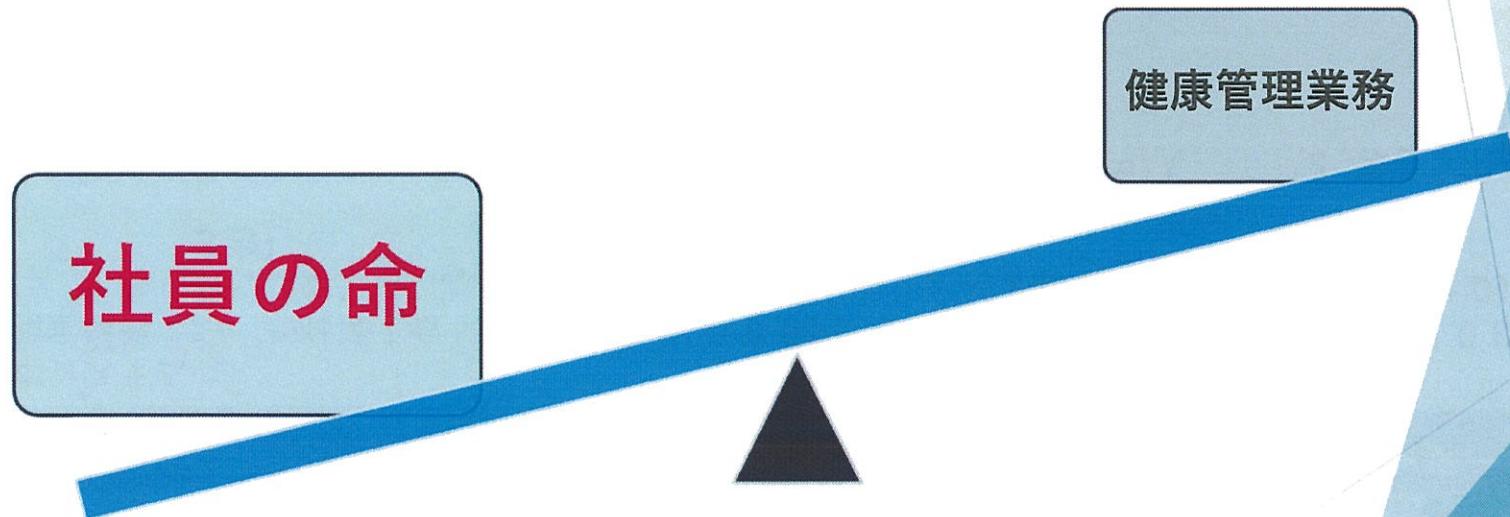
	スーパー・ライト	ライト	スタンダード
基本システム (測定機器: スーパー・ライトは 1 台 ライト、スタンダードは 3 台)	175,000 円 (50 ID)	320,000 円 (100 ID)	480,000 円 (100 ID)
追加ID単価 (1名当たり)	3,500 円/人	3,200 円/人	4,800 円/人
システム導入サポート	○	○	○
月次サポート (導入後 1 年間)	△ (2 カ月に 1 回)	△ (2 カ月に 1 回)	○ (月に 1 回)
データー括管理システム	×	×	○
健康改善セミナー (導入後 1 回)	×	×	○

通常運用では 30 名毎に測定機器 1 台をご提供いたします。

## 社員の大切な命と事業継続のために

御社の実情に適した運用を行うために、職場の希望・要望や事情も伺いながらヒアリングした上で、運用設計を行います。

御社の安全な事業継続にお役に立てれば幸いです。



## 連絡先

株式会社日本健康経営

住所：〒104-0061 東京都中央区銀座8-14-5銀座小寺ビル5F

電話：03-5809-3938 FAX：03-5823-4332

